



県章

山形県公報

令和6年11月22日（金）

第557号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1134
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 地域登録検査機関の業務の休止の届出……………（農業技術環境課）…1135
- 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法等の実施命令……………（畜産振興課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…1136
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…1137
- 同……………（同）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1138
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…1139
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………同

告 示

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………1140

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…1141
- 同……………（警察本部）…同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…1142

告 示

山形県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合 縁寿 西村山郡河北町西里671番地5	福祉用具貸与	令和 6.10.17
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合 縁寿 西村山郡河北町西里671番地5	特定福祉用具販売	同

山形県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合 縁寿 西村山郡河北町西里671番地5	介護予防福祉用具 貸与	令和 6.10.17
さがえ西村山農業協同組合	さがえ西村山農業協同組合 縁寿 西村山郡河北町西里671番地5	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第804号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
合同会社Blue Bee 米沢市大字笹野6537番地	ぶんぶん 米沢市大字笹野6537番地	児 童 発 達 支 援	10名	令和 6.11.11
合同会社Blue Bee 米沢市大字笹野6537番地	ぶんぶん 米沢市大字笹野6537番地	放課後等デイサー ビス	10名	同

山形県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
株式会社R e s t 東置賜郡川西町大字大舟988番 地の4	多機能型就労支援事業所 meet 米沢市塩井町塩野1489番地 の15	就労継続支援（A 型）	5名	令和 6.11.11
株式会社R e s t 東置賜郡川西町大字大舟988番 地の4	多機能型就労支援事業所 meet 米沢市塩井町塩野1489番地 の15	就労継続支援（B 型）	15名	同

山形県告示第806号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務の全部を休止する旨の届出があった。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社産直舞台屋
代表取締役 齋藤 靖
鶴岡市神明町6番30号
- 休止の期間
令和6年9月17日から令和7年8月31日まで

山形県告示第807号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、家畜の所有者に対し、次のとおりまん延防止措置を実施することを命ずる。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 実施すべき区域
県内全域
- 実施の期日
令和6年11月25日から同年12月27日まで
- 実施の場所
飼養羽数が50羽以上の農場、飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場その他実施すべき区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める農場
- 実施すべき措置
消毒方法
- 実施方法
消石灰等の農場内（家きん舎の周囲及び農場外縁の内側）散布

山形県告示第808号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
天童市大字貫津地内

- 2 公共測量を実施する期間
令和6年9月30日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（用地測量）

山形県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三郷堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 正 宏	天童市大字寺津269番地 1
同	片 桐 敏 彦	同 塚野目甲97番地
同	佐 藤 山 三 郎	同 矢野目530番地
同	太 田 幸 市	同 藤内新田45番地 1
同	齋 藤 健 二	同 高掬南100番地
同	押 野 和 幸	同 高掬北213番地
同	後 藤 正 明	同 蔵増甲691番地
監 事	大 石 正 幸	同 藤内新田1703番地
同	古 澤 寿 雄	同 蔵増乙896番地
同	石 山 正 明	同 高掬南68番地

山形県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三郷堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 正 宏	天童市大字寺津269番地 1
同	齋 藤 健 二	同 高掬南100番地
同	後 藤 正 明	同 蔵増甲691番地
同	大 石 正 幸	同 藤内新田1703番地

同	林 克 巳	同	矢野目526番地
同	森 谷 茂 泰	同	蔵増甲972番地
同	大 内 啓 司	同	高揃北2167番地
監 事	石 山 正 明	同	高揃南68番地
同	阿 部 良 行	同	寺津206番地
同	加 藤 隆	同	矢野目310番地

山形県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町 7 番35号
- 3 認可年月日
令和 6 年11月14日

山形県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日
令和 6 年11月15日

山形県告示第813号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業	上 郷	令和 6 年10月30日

山形県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和 6 年11月22日から同年12月 6 日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字十八才字湯沢甲187番 7 から 同 月布字家迎55番 4 まで	旧	52.4 メートル } 9.6	メートル 682
同 上	新	52.4 メートル } 9.6	同 上
同 上		52.4 メートル } 13.5	メートル 603

山形県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和 6 年11月22日から同年12月 6 日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字十八才字湯沢甲187番 7 から
同 月布字家迎55番 4 まで
- 3 供用開始の期日 令和 6 年11月23日

山形県告示第816号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市内（鍛冶町、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、桜木町、城北二丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央七丁目地内）
- 2 公共測量を実施する期間
令和 6 年10月28日から令和 7 年 1 月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（ 2 級水準測量）

山形県告示第817号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡白鷹町大字高玉地内

- 2 公共測量を実施する期間
令和 6 年11月13日から令和 7 年 3 月14日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第818号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東田川郡庄内町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年 7 月 8 日から同年11月 5 日まで
- 3 作業の種類
公共測量（用地測量）

山形県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
(1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年11月22日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第10号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）

第14条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、当該仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

を

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）	第14条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、当該仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条、第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）、第31条第 1 項、第32条、第33条第 1 項並びに第41条（電磁的記録媒体提出票の提出に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年12月16日から施行する。

告 示**山形県公安委員会告示第 4 号**

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年11月22 日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和 3 年 5 月県公安委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この条において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に」を「第 1 号において「申請部分」という。）に次の各号のいずれかに該当するものを用いて」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- ワンタイムURL（申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるものをいう。）
- 申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号

別表中

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）	第14条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、当該仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
--------------------------------	--

を

古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）	第14条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、当該仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条、第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）、第31条第 1 項、第32条、第33条第 1 項並びに第41条（電磁的記録媒体提出票の提出に限る。）

に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年12月16日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 6 年11月22日

山形県村山総合支庁長 地 主 徹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1, 446, 000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号
電話番号 023 (621) 8186
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年10月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10の 1
- 5 落札金額 1 キログラム当たり 40. 48円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日
令和 6 年 9 月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 6 年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県警察勤務管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部警務課デジタル化推進係
山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 (626) 0110
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
- 5 落札金額 177, 249, 600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日
令和 6 年 8 月 9 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から、令和6年9月3日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年11月22日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監 査 対 象 機 関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
庄内総合支庁総務企画部	予算の計画的・効率的執行がなされていないもの	公文書を含め業務連絡は、基本的に所属メールへ送信してもらい、書面による回覧等により、業務管理者及び業務総括者が確認することとする。また、週に1度実施している係打合せを活用し、係員の業務の進捗状況や課題を把握し、係全体でサポートできる体制を整えることとし、組織として再発防止に努める。
庄内総合支庁産業経済部	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	債権者に対しメールでの請求書の送付先を所属メールアドレスに対し行うよう依頼したほか、今後は、納品チェックシートに「請求書受理」及び「支出依頼」の欄を追加し、担当者・業務総括者が確認するようにチェック体制を見直し、再発防止に努める。
	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	従来のチェックシートに半期払いの契約内容も記載し、担当者のほか複数名で毎月定期的に確認することにより、支払い状況管理を徹底し、再発防止に努める。
庄内総合支庁建設部	収入の調定が適切でないもの	占用料算出調書を何年度単価なのか分かるように修正するとともに、占用料算出調書作成時（前年度）及び調定時（新年度）における道路担当者2名の二重確認を徹底し、再発防止に努める。
村山総合支庁保健福祉環境部	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	令和5年4月から、事務処理方法を一部見直し（受付処理簿、返還一覧表）、業務管理者等によるチェック体制を再徹底した。 業務を可視化できる抜本的な再発防止策として、新たな課内共通の様式を設け、令和5年11月頃から準備を進め、令和6年4月から本格的に運用している。

水大気環境課	支出事務が適切でないもの	新たに作成した「支払事務執行一覧表」により、新規事業を含む全ての支払い事務を可視化した。 事務主任者及び業務統括者は、支払事務執行一覧表及び事務執行チェックシートを毎月確認し、請求書の提出漏れ及び支払い事務の遅延が発生しないよう進捗を管理する体制とした。
商業振興・経営支援課	補助金等の交付事務が適切でないもの	補助金額の額の確定を行い、補助金を交付する際は、課内複数人により十分に確認を行いチェック機能が働く体制とした。
病院事業局	入札事務が適切でないもの	入札補助者として経理事務担当職員を最低 1 名充てることとしたほか、入札事務誤りが発生しやすいと考えられる事項やチェック項目等を追記した病院事業局独自の入札執行手順、入札執行者及び入札補助者が入札執行の各段階において確認すべき事項をリスト化した病院事業局独自のチェックリスト、「税抜」「税込」を書面上明示し入札書と比較すべき金額を目立つ表記とした予定価格書の標準例を定めた。
中央病院	執行管理体制が適切でないもの	契約相手方と契約日に契約保証金を免除したことについて覚書を交わした。 契約相手方から契約書様式が示された場合にも、原則、標準例に準拠した契約書を作成することとし、標準例によることができない場合においては、契約担当者及び審査担当者が契約書の内容を確認し、契約保証金の事項を記載するように求めることを徹底することとした。 令和 6 年度の審査担当職員について、会計局会計課主催の会計事務新任職員研修会に参加し、知識の向上を図った。

令和6年11月22日印刷
令和6年11月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県